

## 作業手順指示書（庸車①）

本作業手順指示書は、ごみ収集作業に係る庸車業務の手順を示したものであり、業務を行うにあたっては、本作業手順書及び京都市環境政策局が策定する「安全作業マニュアル（ごみ収集業務）」に従って実施するものとする。

### 1 収集作業計画

	月・火・木・金曜日	水曜日
稼働台数	3トングみ収集車 2台	3トングみ収集車 0台
	2トングみ収集車 5台	2トングみ収集車 5台
作業回数	5回	4回

(作業内容)

	収集品目	搬入施設	収集品目	搬入施設
午前	燃やすごみ収集 (作業回数3回)	北部CC, 南部CC, 又は東北部CC	缶・びん・ペット ボトル収集 (作業回数3回)	北部RC 南部RC
午後	燃やすごみ収集 (作業回数1回)	北部CC, 南部CC, 又は東北部CC	プラスチック製 容器包装収集 (作業回数1回)	西部圧縮 北積替所
	プラスチック製 容器包装収集 (作業回数1回)	西部圧縮 北積替所		

\*表中の略称

北部CC : 北部クリーンセンター

南部CC : 南部クリーンセンター

東北部CC : 東北部クリーンセンター

北部RC : 北部資源リサイクルセンター

南部RC : 南部資源リサイクルセンター

西部圧縮 : 西部圧縮梱包施設

- (1) 午前8時までに配車事務所に到着し、本市職員（収集員2名）を乗車させた後、配車事務所の出庫時間に合わせて出庫する。
- (2) 作業回数は、収集区域地図の1つの収集コースを巡回して収集し、収集したごみを本市の指定する搬入場所まで運搬し、搬出するまでの作業を1回とする。
- (3) 本市の指定する順番で各収集コースを収集すること。
- (4) 当日のごみ量により、規定する作業回数以上に収集運搬する必要がある場合については、作業回数を増やして全てのごみを収集運搬する。
- (5) 収集品目、収集曜日、作業回数ごとに概ね同じ時間帯に収集運搬するよう努めること。万一、収集時間が大幅に変動する恐れがある場合や大幅に変動した場合は、本市の指示に従うこと。
- (6) 作業手順や収集区域の詳細事項については、所管のまち美化事務所に策定する。また、収集作業計画及び収集区域地図については変更・追加をすることがある。
- (7) 給油は各クリーンセンター構内の給油所にて本市が貸与する給油カードにより行う。なお、給油可能時間は午前9時から正午及び午後1時から午後4時30分までとする。

## 2 作業上の指示事項

- (1) 搬入施設では、トラックスケールで計量を行うこと（搬入する前後の2回）。また、計量を行う際には、必ず搬入するごみの品目に応じたIDタグを収集車両に装着すること。
- (2) 搬入施設への搬入時及び計量時には、他の収集運搬車両等に注意し、誘導員がいる場合はその者の指示に従うこと。
- (3) 搬入施設へ搬入する際、搬入物検査を実施する場合があるが、その際は、検査員の指示に従うこと。
- (4) 業務従事者は、作業中は常に本市に届け出た統一した作業着・名札等を着用すること。
- (5) 受託業務に用いるごみ収集車は、本市の業務以外の他の業務には使用しないこと。
- (6) 年末年始期間等に広報啓発を実施する場合、収集作業中に本市が貸与する広報テープを流すこと。

## 3 作業報告

- (1) 当月分の業務実施状況を所定の報告書<別紙1>、セルフチェックリスト<別紙2>、並びに安全運転取組報告書<別紙3>に記載し、翌月の5日までに、まち美化推進課に提出すること。
- (2) 各報告書の確認の結果として記載事項の訂正を求められた場合には、遅滞なく訂正を行うこと。
- (3) 各報告書は、受託業務完了の日の年度末から1年間保管しなければならない。



<別紙2>

セルフチェックリスト

(会社名) \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

\*点検欄に「3.できている 2.おおむねできている 1.ほとんどできていない 0.できていない」のいずれかの数字を記入してください。

実施・点検項目		点検欄	できなかった理由
<b>(基本項目)</b>			
①. おおむね同じ時間帯にクリーンセンターへ搬入しています。			
②. 作業中、他の車両や歩行者の通行の妨げにならないよう、周囲への安全配慮を行っています。			
<b>(服装)</b>			
③. 定められた作業服・名札を着用しており、身だしなみも整っていません。			
<b>(安全運転)</b>			
④. 法定速度を守っています。(法定速度が時速50キロ以上の道路を通行する場合でも、時速50キロ未満で走行しています。)			
⑤. 交通法規を守っています。			
⑥. 無理な追越し、割り込み、車線変更などをせず、安全運転をしています。			
⑦. 抜け道をせず、幹線道路を走行し、安全走行に努めています。			
⑧. 車線変更時や合流時などには、手合図を励行しています。			
⑨. 収集員が安全に作業できるよう、ゆとりを持った運転をしています。			
<b>(市民対応)</b>			
⑩. 収集時に市民と顔をあわせたときは、あいさつなどの声かけを行っています。			

